

## 熊野川懇談会（整備計画素案報告会）議事骨子

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 開催日時 | 平成 22 年 3 月 21 日（日）13:30～16:30     |
| 開催場所 | 新宮地域職業訓練センター 大教室（新宮市）              |
| 出席者  | 委員 8 人（7 人欠席）、河川管理者等 10 人、傍聴者 24 人 |

出席委員が 8 名であったため、懇談会規約第 6 条の 3 の規定により第 10 回熊野川懇談会は不成立とされた。不成立の際の規定がないため、今回の会議は懇談会に準ずる会議（整備計画素案報告会）として取り扱われ、第 10 回の議事通りに会議を執り行われることとなった。

会議では、新宮川水系河川整備計画（国管理区間）の策定に向けて、今後の予定についてなどの議事が行われ、委員と河川管理者の間で質疑応答が行われた。会議の主な内容は以下のとおりである。

### 1. 「新宮川水系河川整備計画（国管理区間）の策定に向けて」について

河川管理者により、河川整備計画(原案)の検討最終段階で作成された河川整備計画の素案の内容が報告された。報告においては、治水、利水、自然環境、社会環境、事業監視計画の各項目について、現状、考え方、整備の内容が説明され、その内容について質疑応答が行われた。その主な発言の趣旨は以下のとおりである。

- ・懇談会では国管理区間に留まらず、熊野川全体を踏まえた提言をしてきたが、原案では熊野川流域全体を踏まえた記載は難しいのか。（椎葉委員長）
- ・堤防嵩上げ事業について、国管理区間と県管理区間との間で齟齬ないしは完成時期の差がないようにどこで担保されているのか。（吉野委員）

この整備計画は、国管理区間で実施可能な内容を記載している。上流区間については自治体の意見を聞かずに書くことはできない。ただし、国管理区間は最下流のため上流を考える必要があることは理解している。（管理者）

- ・濁水問題等で連携しようとした場合、「何をするのか」が重要であり、もう少し具体的な記載を行うべきではないか。国管理区間は濁水を受け入れる立場のため、具体的な対策は難しいということか。（椎葉委員長）
- ・濁水対策は山腹崩壊の防止が大切であり、そのため濁水対策協議会を強化し、調査、事業を実施できるようにできないか。（吉野委員）

濁水問題は総合土砂管理と関連した問題であり、これまで「熊野川水質汚濁防止連絡協議会」での取り組みが行われてきた。利害関係者が、ダム、河川、海岸、自治体などと多く、具体的な方策については難しい面がある。まずはデータ収集より実施し、その後、関係者との議論等を深めたいと考えている。（管理者）

- ・基本方針で目指すべき水準（19000 m<sup>3</sup>/s）が設定されているように、整備計画においても当面の目指すべき水準を示したほうが良いのではないかと。説明で 16000 m<sup>3</sup>/s という数字が出されたが、この数字についてもその位置づけが議論されていない。（委員長）
- ・洪水に対しては、計画流量 19,000m<sup>3</sup>/s の数値目標を定めているが、総合土砂管理では、熊野川の河口砂州や河床上昇等の総合土砂管理面の課題に対して、何を指し、どのような条件設定を考えているのか教えてほしい。（藤田委員）

現時点では、総合土砂管理に関するデータが不足しており、まずはデータ収集・蓄積を充実したいと考えている。（管理者）

- ・河道掘削に対して河床が上昇すると記載されているが、反対に侵食傾向になる可能性もある。ある範囲に河床を押さえるという目標を設定し、河床が上昇する場合はこうする、低下する場合はこうするといった計画にしてはどうか。（藤田委員）

熊野川においては、洪水時に河口砂州が確実にフラッシュされるのであれば、河道の通水能力が向上するため河口部の掘削は必要ない。現状としては自然の営力により確実にフラッシュされるのか

が不明であるため、具体的な目標数値を示さずに、これを検証するためのモニタリングに関する事項を記載している。なお、洪水時において砂州のフラッシュの影響が及ばない河口上流の区間については河床掘削による通水能力確保を考えている。(管理者)

- ・懇談会では、熊野川の社会、環境、歴史、文化等に重点を置いた議論をしてきたつもりだが、社会や環境に関する記載が少ない感じがする。他部局と連携した事業の実施まで踏み込むのは難しいのか。(吉野委員)
- ・社会環境に関する意見として、熊野川の文化・産業の遺産を展示する施設を整備するとよい等の発言をしたが、この発言に対する記載がない。例えば、河川管理者が水防や防災に関する展示する際に文化・産業遺産の展示も併せて行うなど、事業計画の中に盛り込めないのか。(吉野委員)  
近畿管内の実情として、展示施設等は運営が厳しく、予算の制約上難しい面がある。(管理者)

## 2. 今後の予定について

河川整備計画策定までの懇談会や住民説明会の予定(概念図)が示されその内容について質疑応答が行われた。その主な発言の趣旨は以下のとおりである。

- ・原案は、今回の資料を文章化したものとなるのか。(藤田委員)  
原案は、文章とそれを説明する資料で構成される。内容については今回示したものが含まれる。(管理者)
- ・提言は懇談会での様々な議論の結果として提出しており、この内容がどの様に原案へ反映されたのか確認したい。(椎葉委員長)  
原案は懇談会の提言を反映したものであり、委員の意見等による修正を行う予定である。ただし熊野川流域全体への意見等については、反映が難しいものもある。(管理者)
- ・懇談会の委員は、管理者との質疑応答の中で、原案から案を固めるまでの変更の経緯を把握できると考えて良いのか。(椎葉委員長)  
他流域でも委員と意見を交換しながら案を固めている例もあり、熊野川でも意見を交換する中で案を固めたい。(管理者)
- ・今までの懇談会では、検討会を開催した後で懇談会を開催するなどしてきた。原案を議論する際にも、懇談会の前に検討会の開催は出来ないのか。(瀧野委員)
- ・今後の予定については、運営会議で再度議論したい。(椎葉委員長)

## 3. その他

委員長よりその他の事項についての意見が求められ、委員から河川整備に関し河川管理者へのお礼の発言がおこなわれた。また、傍聴者に発言の機会が与えられ、2名の傍聴者から意見が述べられた。発言の趣旨は以下のとおりである。

### (委員)

- ・過去の懇談会において桜並木の保全を希望した地区で、国土交通省により桜並木を保全した整備が行われた。この場を借りて国土交通省にお礼を述べたい。(中島委員)

### (傍聴者)

- ・この懇談会では、熊野川のことを、新宮川と熊野川で表記されているが、一本化は出来ないのか。(傍聴者)  
水系名は法律で定められた名称であり、熊野川の水系名は「新宮川水系」となっている。(管理者)
- ・原案を作成した後に住民アンケートを実施しても、意見が採用されないのであれば無駄ではないか。また、オオクチバス等の外来種の対策に関しても、繁殖してから対策がとられるのであれば遅いのではないか。桜並木の整備などに、予算を確保してもらえれば、すばらしい熊野川になるのではないか。(傍聴者)